

香川県報



第 53 号

平成 18 年

7 月 7 日（金曜日）

香川県知事 真鍋 武紀

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 家畜伝染病発生の告示 (畜産課) 一
- 漁業法の規定による区画漁業の免許 (水産課) 二
- 道路の供用開始 (道路課) 二
- 道路の区域変更（二件） () 二
- 道路の区域変更及び供用開始 () 二
- 海岸保全区域の指定（三件） (港湾課) 三
- 昭和四十年香川県告示第三百八十一号（港湾法第三十七条による港湾隣接地域の指定）の一部改正 () 六
- 公有水面埋立工事の竣功認可 () 七
- 道路の位置指定の廃止 (建築課) 八

公 告

- 肥料の登録の有効期間の更新 (農業経営課) ()
 - 土地改良事業の認可 (土地改良課) ()
- 監査委員公表
- 監査結果の公表

告 示

●香川県告示第四百九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十八年七月七日

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨーネ病	牛	患畜	五	高松市香南町由佐二	平成十八年六月二十四日	殺処分

●香川県告示第四百九十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成十八年香川県告示第四百四十四号（以下「告示」という。）で公示した内水面における区画漁業について、平成十八年七月一日次のとおり免許した。

平成十八年七月七日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 漁業の種類 第二種区画漁業
- 二 免許番号 別表のとおり
- 三 漁業名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり
- 四 免許の存続期間 平成十八年七月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 五 制限又は条件 告示のとおり
- 六 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

免許番号	告示中の番号	漁業権者		
		氏名又は名称	住 所	住 所
内区第283号	1	佐野 徹	三豊市高瀬町下勝間2147-1	
内区第284号	2	清水 孝昭	観音寺市大野原町萩原2414-1	
内区第285号	3	宮本 一重	三豊市高瀬町比地2959-1	

●香川県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 三木牟礼線（三十八号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字井上字上所八一四番三地 先から	九・〇	八二	平成十四年 香川県告示 第七百二十 九号で変更 した区域
木田郡三木町大字井上字上所八一四番一〇 地先まで	一三・〇		

四 供用開始の期日 平成十八年七月七日

●香川県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 土庄福田線（二十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町小部字西ノ坪甲三二	前	五・七	二九七	緊急地方道 路整備事業

五番一地先から

小豆郡土庄町小部字東庄甲八〇八
番一地先まで

後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	一・〇	二九七	による現道 拡幅
	一四・〇		

●香川県告示第四百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 屋形崎小江渕崎線（二百五十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町小江字赤崎甲三六番 四地先から	前	五・七	二〇	地方特定道 路整備事業 による現道 拡幅
	後	九・七		
小豆郡土庄町小江字赤崎甲三六番 九地先まで	後	九・七	二〇	

●香川県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年七月七日から同月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月七日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別 (メートル)	延 長 (メートル)	
高松市香南町岡字清水八七番六五地先から 高松市香南町岡字清水八七番一地 先まで	前	二九・〇 五九・五	道路台帳補正に伴う道路区域の変更
	後	二九・〇 六一・七	
		一四六	

四 供用開始の期日 平成十八年七月七日

●香川県告示第四百九十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和三十五年香川県告示第百八十九号（海岸保全区域の指定）の表のうち、讃岐阿波の部志度港の款塩屋の項は、当該指定を廃止するので、同告示を改正し削除する。

平成十八年七月七日

香川県知事 真鍋武紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	志度港	塩屋	一 指定場所 さぬき市志度字玉浦五四一八番地三 二 指定区域 基点一、基点二、基点三、補助点三、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域 三 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、

角度の表示は、真方位とする。）

- 基点一 北緯三四度一九分五九秒、東経一三四度一〇分四五秒、さぬき市志度五四一八番地三の一号表示杭
- 基点二 基点一から二三二度三四分、一一〇・〇メートル、さぬき市志度五四一八番地三の二号表示杭
- 基点三 基点二から一八三度五六分、六二三・二メートル、さぬき市志度五四一八番地三の三号表示杭
- 補助点一 基点一から三一〇度〇〇分、六二・〇メートルの点
- 補助点二 基点二から二九七度三〇分、六六・五メートルの点
- 補助点三 基点三から二七三度五〇分、六〇・五メートルの点

●香川県告示第四百九十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十八年七月七日

香川県知事 真鍋武紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	志度港	寺町	一 指定場所 さぬき市志度字塩屋一一六八番地三からさぬき市志度字田中五三八五番地一地先まで 二 指定区域 基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、基点一〇、基点一一、基点一二、基点一三、基点一四、基点一五、基点一六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線により囲ま

れた区域

三 基点及び補助点の表示(座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。)

- 基点一 北緯三四度一分三一秒、東経一三四度一分四九秒、さぬき市志度一一六八番地三の一号表示杭
- 基点二 基点一から二五六度三〇分、四・〇メートル、さぬき市志度一一八七番地二地先の二号表示杭
- 基点三 基点二から一六九度五五分、一九・九メートル、さぬき市志度一一八七番地二地先の三号表示杭
- 基点四 基点三から二六〇度三七分、一六・三メートル、さぬき市志度五三六二番地四地先の四号表示杭
- 基点五 基点四から三四九度二四分、一八・二メートル、さぬき市志度五三六二番地四地先の五号表示杭
- 基点六 基点五から二五五度三九分、三四・二メートル、さぬき市志度五三六七番地五地先の六号表示杭
- 基点七 基点六から二六〇度三〇分、四六・八メートル、さぬき市志度五三六七番地四地先の七号表示杭
- 基点八 基点七から二六三度二九分、一六〇・五メートル、さぬき市志度五三八六番地二地先の八号表示杭
- 基点九 基点八から二六七度一二分、一四三・四メートル、さぬき市志度五三八六番地五地先の九号表示杭
- 基点一〇 基点九から二七三度一五分、七六・八メートル、さぬき市志度五三八四番地一〇地先の一〇号表示杭
- 基点一一 基点一〇から二七六度〇五分、一二六

- ・八メートル、さぬき市志度五三八四番地二地先の一一号表示杭
- 基点一二 基点一一から一〇度一五分、三六・二メートル、さぬき市志度五三八五番地七地先の一二号表示杭
- 基点一三 基点一二から二七八度五〇分、八・六メートル、さぬき市志度五三八五番地五の一三号表示杭
- 基点一四 基点一三から九度一七分、八〇・一メートル、さぬき市志度五三八五番地五の一四号表示杭
- 基点一五 基点一四から九八度〇九分、一一・二メートル、さぬき市志度五三八五番地一地先の一五号表示杭
- 基点一六 基点一五から八度二四分、三三・五メートル、さぬき市志度五三八五番地一地先の一六号表示杭
- 補助点一 基点一から三五三度二九分、四二・〇メートルの点
- 補助点二 基点八から三〇〇度〇〇分、九〇・〇メートルの点
- 補助点三 基点一一から四九度三〇分、八七・〇メートルの点
- 補助点四 基点一六から五三度三〇分、七七・〇メートルの点
- 補助点五 基点一六から八度二〇分、五四・〇メートルの点

●香川県告示第四百九十八号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成三年香川県告示第五百七十三号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。
平成十八年七月七日

沿岸名	讃岐阿波
海岸名	志度港
地区海岸名	原
海 岸 保 全 区 域	<p>一 指定場所 さぬき市志度字田中五三八五番地一地从先から高松市牟礼町大字原字辻四一四番地一まで</p> <p>二 指定区域 基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、基点一〇、基点一一、基点一二、基点一三、基点一四、基点一五、基点一六、基点一七、基点一八、基点一九、基点二〇、基点二一、基点二二、基点二三、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>三 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基点一 北緯三四度一九分三二秒、東経一三四度一〇分二六秒、さぬき市志度五三八五番地一地先の一号表示杭 基点二 基点一から二七八度二〇分、一〇〇・二メートル、さぬき市志度五三八五番地九地先の二号表示杭 基点三 基点二から二九六度三三分、二〇二・三メートル、さぬき市志度五三八五番地九の三号表示杭 基点四 基点三から二一七度二七分、一一四・〇メートル、さぬき市志度五三八五番地九の四号表示杭 基点五 基点四から二二二度三五分、七・九メートル、さぬき市志度四一八番地三一地先の五号表示杭 基点六 基点五から二〇七度二三分、四三・一メートル、さぬき市志度三四一番地地先の六</p>

号表示杭	<p>基点七 基点六から二九八度〇七分、二七・〇メートル、さぬき市志度三四〇番地地先の七号表示杭</p> <p>基点八 基点七から三三四度三〇分、三七・〇メートル、さぬき市志度五三八二番地四六の八号表示杭</p> <p>基点九 基点八から二三度三〇分、二二・〇メートル、さぬき市志度五三八二番地一三の九号表示杭</p> <p>基点一〇 基点九から二八八度〇〇分、一六九・〇メートル、さぬき市志度五三八二番地一の一号表示杭</p> <p>基点一一 基点一〇から二〇六度〇〇分、三二・五九地先の一号表示杭</p> <p>基点一二 基点一一から二八五度〇〇分、一〇・〇メートル、さぬき市志度五三七〇番地二地先の二号表示杭</p> <p>基点一三 基点一二から二二二度〇〇分、三三・〇メートル、さぬき市志度五三八〇番地一の三号表示杭</p> <p>基点一四 基点一三から二九二度〇〇分、五二・〇メートル、さぬき市志度五三八〇番地一の四号表示杭</p> <p>基点一五 基点一四から二〇三度三〇分、一四・〇メートル、さぬき市志度五三八〇番地一の五号表示杭</p> <p>基点一六 基点一五から三〇一度〇〇分、一四〇・〇メートル、さぬき市志度三番地四地先の一六号表示杭</p> <p>基点一七 基点一六から三〇六度三〇分、六七・〇メートル、高松市牟礼町大字原字山田</p>
------	--

<p>四番地八の一七号表示杭 基点一八 基点一七から三二三度三〇分、一〇八 ・メートル、高松市牟礼町大字原字山 田三五七番地の一八号表示杭</p> <p>基点一九 基点一八から三二六度〇〇分、一五〇 ・メートル、高松市牟礼町大字原字辻 三六四番地三八の一九号表示杭</p> <p>基点二〇 基点一九から二五〇度〇〇分、二二三・ ・メートル、高松市牟礼町大字原字辻 三六四番地三八の二〇号表示杭</p> <p>基点二一 基点二〇から三二三度〇〇分、二二二・ ・メートル、高松市牟礼町大字原字辻四 一四番地三の二一号表示杭</p> <p>基点二二 基点二一から五四度三〇分、一八・〇 ・メートル、高松市牟礼町大字原字辻四一 四番地二地先の二二号表示杭</p> <p>基点二三 基点二二から三二五度〇〇分、三〇・ ・メートル、高松市牟礼町大字原字辻四 一四番地一の二三号表示杭</p> <p>補助点一 基点一から八度二〇分、五四・〇メー トルの点</p> <p>補助点二 基点三から二七度〇〇分、五五・〇メ ートルの点</p> <p>補助点三 基点一〇から一〇度〇〇分、一〇〇・ ・メートルの点</p> <p>補助点四 基点二三から二九度〇〇分、一〇〇・ ・メートルの点</p>

●香川県告示第四百九十九号
 昭和四十年香川県告示第三百八十一号（港湾法第三十七条による港湾隣接地域の指定）
 の一部を次のように改正する。
 平成十八年七月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三 志度港港湾隣接地域を次のように改める。
 三 志度港港湾隣接地域

1 指定地域の範囲

地区名	区	域
志度 (さぬき市)	基点第一号から三一〇度〇〇分に引いた線、基点第一号から基点第三号までを順次に結んだ線、基点第三号から二七三度五〇分に引いた線及び水際線により囲まれた陸域	
志度 (さぬき市)	基点第四号から三五三度二九分に引いた線、基点第四号から基点第六号までを順次に結んだ線、基点第六号から二六〇度三七分に引いた線及び水際線により囲まれた陸域	
志度 (さぬき市)	基点第七号から八〇度三七分に引いた線、基点第七号から基点第一〇一四号までを順次に結んだ線、基点第一〇一四号から二九八度〇七分に引いた線及び水際線により囲まれた陸域	

2 基点の位置

第一号	北緯三四度一九分五九秒、東経一三四度一〇分四五秒、さぬき市志度五四一八番地三の表示杭
第二号	基点第一号から二三二度三四分、一一〇・〇メートル、さぬき市志度五四一八番地三の表示杭
第三号	基点第二号から一八三度五六分、六二三・二メートル、さぬき市志度五四一八番地三の表示杭
第四号	北緯三四度一九分三一秒、東経一三四度二〇分四九秒、さぬき市志度一六八番地三の表示杭
第五号	基点第四号から二五六度三〇分、四・〇メートル、さぬき市志度一八七番地二地先の表示杭
第六号	基点第五号から一六九度五五分、一九・九メートル、さぬき市志度一八七番地一二地先の表示杭
第七号	北緯三四度一九分三〇秒、東経一三四度一〇分四九秒、さぬき市志度五三六二番地四地先の表示杭
第八号	基点第七号から三四九度二四分、一八・二メートル、さぬき市志度五三六二番地四地先の表示杭
第九号	基点第八号から二五五度三九分、三四・二メートル、さぬき市志

●香川県告示第五百号

第一〇号	度五三六七番地五地先の表示杭 基点第九号から二六〇度三〇分、四六・八メートル、さぬき市志度五三六七番地四地先の表示杭 基点第一〇号から二六三度二九分、一六〇・五メートル、さぬき市志度五三八六番地二地先の表示杭 基点第一〇号から二六七度一二分、一四三・四メートル、さぬき市志度五三八六番地五地先の表示杭 基点第一〇号から二七三度一五分、七六・八メートル、さぬき市志度五三八四番地一〇地先の表示杭 基点第一〇号から二七六度〇五分、一二六・八メートル、さぬき市志度五三八四番地二地先の表示杭 基点第一〇号から二七八度五〇分、八・六メートル、さぬき市志度五三八五番地五の表示杭 基点第一〇号から九度一七分、八〇・一メートル、さぬき市志度五三八五番地五の表示杭 基点第一〇号から九八度〇九分、一一・二メートル、さぬき市志度五三八五番地一地先の表示杭 基点第一〇号から八度二四分、三三・五メートル、さぬき市志度五三八五番地一地先の表示杭 基点第一〇号から二七八度二〇分、一〇〇・二メートル、さぬき市志度五三八五番地九地先の表示杭 基点第一〇号から二九六度三三分、二〇二・三メートル、さぬき市志度五三八五番地九の表示杭 基点第一〇号から二二二度三五分、七・九メートル、さぬき市志度四一八番地三一地先の表示杭 基点第一〇号から二〇七度二三分、四三・一メートル、さぬき市志度三四一番地地先の表示杭												
第一〇一四号	第一〇一三号	第一〇一二号	第一〇一一号	第一〇一〇号	第一〇〇九号	第一〇〇八号	第一〇〇七号	第一〇〇六号	第一〇〇五号	第一〇〇四号	第一〇〇三号	第一〇〇二号	第一〇〇一号
第一〇一二号	第一〇一一号	第一〇一〇号	第一〇〇九号	第一〇〇八号	第一〇〇七号	第一〇〇六号	第一〇〇五号	第一〇〇四号	第一〇〇三号	第一〇〇二号	第一〇〇一号		
第一〇一〇号	第一〇〇九号	第一〇〇八号	第一〇〇七号	第一〇〇六号	第一〇〇五号	第一〇〇四号	第一〇〇三号	第一〇〇二号	第一〇〇一号				
第一〇〇八号	第一〇〇七号	第一〇〇六号	第一〇〇五号	第一〇〇四号	第一〇〇三号	第一〇〇二号	第一〇〇一号						
第一〇〇六号	第一〇〇五号	第一〇〇四号	第一〇〇三号	第一〇〇二号	第一〇〇一号								
第一〇〇四号	第一〇〇三号	第一〇〇二号	第一〇〇一号										
第一〇〇二号	第一〇〇一号												

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。
その関係図書は、東かがわ市事業部建設課において平成十八年七月七日から十年間閲覧に供する。
平成十八年七月七日
香川県知事 真鍋 武 紀

一 竣功認可年月日
平成十八年六月三十日
香川県知事 真鍋 武 紀

二 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
香川県
高松市番町四丁目一番一〇号
香川県知事 真鍋 武 紀

三 埋立区域
1 位置
東かがわ市引田字川向二七七三番二、二七七三番三、二七七三番四、二七七四番一、二七七四番二、二七七四番三、二七七四番四、二七七四番五及び二七七四番六の筆界未定地に接する無番地地先並びに同市引田字川向二七六八番二及び二七六八番八地先の公有水面
2 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成十五年春分の満潮位（D・L・十一・七三六メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 四等三角点城山（北緯三四度一三分五九・六三三秒、東経一三四度二四分三二・九六一秒。以下「基点」という。）から二三四度五一分二八秒、五二〇・六九メートルの地点
②の地点 ①の地点から一五三度三七分二三秒 一八・三八メートルの地点
③の地点 ②の地点から六三度五六分四七秒 〇・〇五メートルの地点
④の地点 ③の地点から一五三度三九分三七秒 七一・四〇メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から二四三度三六分四六秒 〇・一四メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から一五三度四四分〇三秒 一六・九六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一〇八度三六分一〇秒 〇・九七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から六三度三八分四九秒 七・三八メートルの地点

3 面積

一五三五・四一平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成十六年三月三十一日

2 免許番号

一五港湾第五五一四八号

●香川県告示第五百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二條第一項第五号の規定により昭和四十五年十月十七日指道第百二号（香川県告示第一二二五号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成十八年七月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 廃止年月日 平成十八年六月二十三日

二 指定を廃止する道路の位置 坂出市本町一丁目三四八九―一、三四八九―四、三四八九―六、三四八九―一六、三四八九―一七、三五三九―

五及び同地先水路

三 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル

延長 六九・四〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二條第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六條第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第七〇二号	魚かす粉末	六・〇魚かす粉末	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇	該当なし	吉田飼料株式会社 香川県東かがわ市西村五六九番	平成二十四年七月十一日
香川県第七〇三号	混合有機質肥料	六・〇混合有機質肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	吉田飼料株式会社 香川県東かがわ市西村五六九番	平成二十一年七月十一日
香川県第七〇四号	混合有機質肥料	八・〇混合有機質肥料	窒素全量 八・〇 りん酸全量 八・〇	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	吉田飼料株式会社 香川県東かがわ市西村五六九番	平成二十一年七月十一日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第九項において準用する同法第十條第一項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）薬師用水地区）を行うことについて平成十八年六月十九日認可した。

平成十八年七月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

監査委員公表

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年7月7日

香川県監査委員	石川	豊
同	辻村	修
同	石川	治
同	野田	峻司

1 監査対象部局 商工労働部

2 監査対象年度 平成17年度

3 監査の概要

監査対象機関 監査年月日

栗林公園観光事務所 平成18年4月19日

丸亀高等技術学校 ”

産業技術センター 平成18年4月24日

計量検定所 ”

経営支援課 平成18年5月10日

労働政策課 ”

観光交流局 ”

産業政策課 平成18年5月16日

大阪事務所 平成18年5月29日

高松高等技術学校 平成18年6月6日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 超過勤務手当の支給について

超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を

返納させる必要がある。(観光交流局)

(3) 検討指示事項

該当事項なし

平成十八年七月七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています